

特殊詐欺被害が多発中です！

亀岡市では8月以降、子どもや孫をかたってお金を騙し取る成りすまし詐欺、年金や税金が還ってくるという語りATMでお金を振り込ませる詐欺、「サイト利用料金が未納です」といった内容のメールを送りつけてギフトカードを購入させ、そのコード番号を送信させる詐欺など、多種多様な詐欺が多発しています。電話でのお金の話は、大半が詐欺です。あなたの家にかかってくるかもしれませんの

で、お金を用意する前に家族や警察に相談しましょう。

問 亀岡警察署 TEL24-0110
（自治防災課）

**平成29年度行政相談週間
-10月16日(月)から22日(日)-
困ったら一人で悩まず行政相談**

《行政相談とは》 国の行政全般に関する意見や要望などを聴き、その解決の促進を図り、行政運営の改善につなげるため「行政相談」を行っています。相談は無料で、秘密は固く守られますので、気軽に相談

してください。

《行政相談委員とは》 総務大臣から委嘱されている委員が行政機関などの行う仕事について、皆さんからの意見・要望などの相談を受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っています。

相談日時 各種無料相談欄をご覧ください。

問 総務省京都行政監視行政相談センター TEL075-802-1100
（市民課）

地震から生命・財産を守るため住まいの耐震化をお考えください

耐震化支援制度の申請を受け付けます（平成29年度下半期）

亀岡市内には地震の発生源となる活断層が数多くあり、最大で震度7の揺れが予想されています。昭和56年に建築基準法が改正され、耐震基準が大きく強化されました。昭和56年以前の木造住宅は、耐震性能を満たしていないおそれがあります。

地震による被害を少しでも減らし、安心して暮らしていただくために、木造住宅耐震化支援制度（耐震改修費用の補助や耐震診断士の派遣）を行なっています。

平成29年度（下半期）の耐震化支援制度の受け付けを開始しました。先着順に受け付けしますので、早めに相談してください。

- 対象住宅** 次の①から③のすべてに該当する木造住宅
- ① 亀岡市内で昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成していること
 - ② 延べ床面積の半分以上が住宅として使用されていること
 - ③ 過去に同内容の補助金の交付を受けていないこと

■**提出期限** 12月15日（金）

■**注意してください!** 工事の契約・着工前に申請し、補助金の交付の決定を受ける必要があります。

木造住宅耐震改修事業費補助金（耐震改修）

耐震改修設計及び耐震改修工事に関する費用の4分の3、最高90万円を補助します。

耐震診断士による耐震診断の結果が評点1.0未満のものを、改修の結果1.0以上（当分の間0.7以上）とする工事が対象です。

■**募集戸数** 5戸（先着順）

木造住宅耐震改修事業費補助金（簡易耐震改修）

屋根の全面葺替えによる軽量化（耐震診断や耐震改修設計は不要）など、耐震性が確実に向上する簡易な耐震改修に要する費用の4分の3、最高30万円を補助します。

亀岡市内に本店または主たる事務所を置いている事業者により施工される工事が対象です。

■**募集戸数** 7戸（先着順）

木造住宅耐震改修事業費補助金（耐震シェルター設置）

耐震シェルターとは、住宅が地震によって倒壊した場合でも、安全な空間を確保することができる堅固な構造物で、住宅の1階（主に寝室となる部屋）に設置します。京都府の指定する耐震シェルターの設置に要する費用の4分の3、最高30万円を補助します。

高齢者（60歳以上）・障害者・要介護または要支援認定を受けた人が居住している住宅が対象です。

■**募集戸数** 3戸（先着順）

木造住宅耐震診断士派遣事業

京都府木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断をおこないます。診断費用51,000円のうち、48,000円を行政が負担します。皆さんが負担する費用は3,000円です。

あなたや大事な家族の生命や財産を守るため、ぜひ一度お住まいの住宅の耐震診断を受けてください（診断実施時に、診断士が住宅内外の写真撮影を行いますので、予めご了承ください）。

■**募集戸数** 9戸（先着順）

問 市役所2階建築住宅課 TEL25-5048

（建築住宅課）

10月 は 「 骨 髄 バ ン ク 推 進 月 間 」 で す